

川崎市公告（調達）第 176 号 黒川地区小中学校新設事業における

「入札説明書」「設計建設要求水準書」について

このことについて、次のとおり訂正する。

1 入札説明書について

(1) 応募に関する条件等について

訂正前	訂正後
P 6 建設業務を行う企業 平成 17・18 年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査通知書の「建築」の総合評価値が 1,100 点以上であること。	P 6 建設業務を行う企業 平成 17・18 年度川崎市競争入札参加資格申請時における経営事項審査通知書の「建築」の総合評価値が 1,100 点以上であること。 なお、複数企業等で行う場合は、当該業務を担う主たる者が当該要件を満たしていること。

なお、建設業務を行う企業の参加資格要件について、「元請としての施工実績を有すること」については、本市のみの施工実績のみを求めているものではなく、他の地方公共団体の実績も対象となります。

2 設計建設要求水準書について

訂正前	訂正後
P 1 0 8 著作権 設計図書等に関する著作権は、市に帰属する。	P 1 0 8 著作権 設計書類等本件施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。